

改正後	現行
<p>（権限の委任）</p> <p>第七十七条 法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>一 法第十九条の十四第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第十九条の十四の二の規定による公表（いずれも製造業者等（法第十四条第一項に規定する製造業者等をいう。以下この条において同じ。）であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものに関するもの（令第十二条第一項本文の規定により都道府県知事及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。） 当該地方農政局の長</p> <p>二 法第二十条第一項の規定による登録認定機関に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該登録認定機関の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。次号から第七号までにおいて同じ。）</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第七十七条 法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>一 法第十九条の十四第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第十九条の十四の二の規定による公表（いずれも製造業者等（法第十四条第一項に規定する製造業者等をいう。以下この条において同じ。）であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものに関するもの（令第十二条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。） 当該地方農政局の長</p> <p>二 法第二十条第一項の規定による登録認定機関に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該登録認定機関の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長</p>

三  
十一  
(略)

三  
十一  
(略)